

札幌市重度身体障がい者寝具洗濯乾燥事業実施要綱

平成元年4月1日

民生局長決裁

最近改正 平成31年3月27日

(目的)

第1条 この事業は、ねたきりの重度身体障がい者が使用している寝具を洗濯乾燥することにより、これら重度身体障がい者の生活環境の改善を図り、福祉を増進することを目的とする。

(対象者)

第2条 寝具洗濯乾燥事業の対象者は、本市に住所を有し、在宅で生活する者であって、その属する世帯の生計中心者の当該年度分（4月から6月にあっては前年度分）の住民税が課せられていないねたきりの状態にある重度の身体障がい者（以下「障がい者」という。）とする。

(洗濯乾燥の対象物)

第3条 この要綱による洗濯乾燥の対象となる寝具は、障がい者が使用している掛布団、敷布団、丹前、毛布、枕、ガウン、座布団及び発泡材質による厚さ100mm以下のクッション類とする。

(乾燥業務の委託)

第4条 寝具の洗濯乾燥を実施する業者（以下「実施業者」という。）は、本市があらかじめ指定し、委託するものとする。

なお、当該業務の委託契約については、地方自治法施行令第167条の2第1項第3号に掲げる障害者支援施設等、シルバー人材センター連合若しくはシルバー人材センター又は母子寡婦団体と結ぶことができる場合は、これらのものと優先的に契約を結ぶものとする。

(費用の負担)

第5条 寝具洗濯乾燥の実施に要する費用は、市の負担とする。

(申請)

第6条 寝具洗濯乾燥を受けようとする者は、申請書を保健福祉部長に提出するものとし、申請書に世帯の生計中心者の当該年度分（4月から6月にあっては前年度分）の住民税課税額に係る証明書を添付すること。

(決定及び通知)

第7条 保健福祉部長は、前条による申請書を受理したときは、実態調査等を行い、洗濯乾燥を実施することの要否を決定し、その結果を札幌市福祉サービス共通様式等に関する要綱（以下「共通要綱」という。）に定める決定通知書（共通様式8）又は却下通知書（共通様式11）により通知するものとする。

2 保健福祉部長は、前項の規定により洗濯乾燥の承認を受けた者に対し、寝具洗濯乾燥利用券（様式1。以下「利用券」という。）を交付するものとする。この場合、障がい者1人について年間を通しての交付枚数は、原則として2枚以内とする。

3 保健福祉部長は、第1項の規定により同項の申請に係る寝具洗濯乾燥を実施する旨の決定をしたときは、速やかに実施業者にその旨を共通要綱に定める決定通知書（共通様式8）により通知するものとする。

(実施業者)

第8条 実施業者は、保健福祉部長から利用券の交付を受けた者が使用する寝具を、当該利用券と引換えに洗濯乾燥するものとする。

2 実施業者は、請求書に当該利用券を添付して市長に請求するものとする。

(届出義務)

第9条 利用者は次の各号のいずれかに該当することとなったときには、速やかに保健福祉部長に届け出なければならない。

- (1) 第6条の規定により申請した内容に変更が生じたとき。
- (2) 第2条に規定する対象者に該当しなくなったとき。
- (3) 事業を利用する必要がなくなったとき。

(利用の取り消し)

第10条 保健福祉部長は、前条第2号又は第3号の届出があった場合又は利用者が次の各号のいずれかに該当することとなったことを把握した場合は、交付した利用券を回収し、利用の承認を取り消すものとする。

- (1) 利用者が本市から転出した場合。
- (2) 利用者が障害者支援施設、介護老人福祉施設、救護施設等の施設に入所した場合。
- (3) 利用者が住民税（附則第2項に該当する者にあつては住民税及び所得税）課税世帯に属した場合。
- (4) 利用者が寝たきりの状態又は重度の身体障がいの状態から回復した場合。

(その他)

第 11 条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は障がい保健福祉部長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成元年 4 月 1 日から施行する。

この要綱は、平成 4 年 4 月 1 日から施行する。

この要綱は、平成 5 年 4 月 1 日から施行する。

この要綱は、平成 6 年 4 月 1 日から施行する。

この要綱は、平成 9 年 4 月 1 日から施行する。

この要綱は、平成 9 年 11 月 4 日から施行する。

附 則

1 この要綱は、平成 12 年 4 月 1 日から施行する。

2 この要綱の施行前に、改正前の札幌市ねたきり老人等寝具無料乾燥事業実施要綱(以下「旧要綱」という。)の規定により無料乾燥の実施の承認を受けた者については、この要綱の第 7 条の規定により洗濯乾燥の実施の承認を受けたものとみなす。

3 当分の間、第 7 条第 1 項の決定通知書及び同条第 2 項の乾燥券は、旧要綱によるものに必要な訂正を加えて使用することができる。

附 則

この要綱は、平成 13 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

1 この要綱は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する

2 当分の間、本事業で使用する各通知書及び利用券等の事業名称が「札幌市身体障害者寝具無料洗濯乾燥事業」とあるときは、これを「札幌市重度身体障がい者寝具洗濯乾燥事業」と読み替えて使用することができる。

附 則

この要綱は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

1 この要綱は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

2 平成 27 年 3 月 31 日以前に決定を受け、引き続き承認されている者については、第 2 条中「当該年度分(4 月から 6 月にあつては前年度分)の住民税」とあるのは「当該年度分(4 月から 6 月にあつては前年度分)の住民税又は前年の所得税のいずれか」と読み替えるものとする。

附 則

- 1 この要綱は、平成 30 年 9 月 1 日から施行する。
- 2 第 2 条中「住民税が課せられていない」については、地方税法第 292 条第 1 項第 11 号イ中「夫と死別し、若しくは夫と離婚した後婚姻をしていない者又は夫の生死の明らかでない者で政令で定めるもの」とあるのを「婚姻によらないで母となった女子であって、現に婚姻をしていないもの」と読み替えた場合に同法第 295 条第 1 項（第 2 号の規定に係る部分に限る。以下この項において同じ。）の規定により同法の規定による市町村民税が課されないこととなる場合及び同法 292 条第 1 項第 12 号中「妻と死別し、若しくは妻と離婚した後婚姻をしていない者又は妻の生死の明らかでない者で政令で定めるもの」とあるのを「婚姻によらないで父となった男子であって、現に婚姻をしていないもの」と読み替えた場合に同法第 295 条第 1 項の規定により当該市町村民税が課されないこととなる場合を含むものとする。

附 則

この要綱は、平成 30 年 10 月 5 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。